

【Q&A】令和4年度金ヶ崎町地域協働雪対策事業補助金

Q 1. 補助の対象となる地域で取り組む除雪には、どのような内容を想定していますか？

A 1. 地域内の門口の除雪などを自治会等の事業として実施する場合を想定しています。地域で取り組みたい内容がありましたら、事前に相談してください。

Q 2. 自治会の事業としては難しいと考えていますが、除雪をしてもよいという方が数名います。そのような場合に申請は可能ですか？

A 2. 自治会内で除雪作業を行う人達で任意組織（部）を設置し、取り組みを行っている自治会もありますし、実際に除雪作業を行う人達で自治会と別の組織を立ち上げ、申請することも可能です。

自治会とは別組織で申請する場合は、自治会の同意が必要となります。
また、補助金はいずれの場合も個人でなく組織への支払いとなります。

Q 3. 自治会の事業として検討していますが、振込先は自治会が通常使っているものとは別にしたいと考えていますか？

A 3. 別の振込先とすることは可能です。

Q 4. 班（集落）で事業を実施することは可能ですか？

A 4. 班（集落）の事業を実施することは可能ですが、その班（集落）内で高齢者などの除雪・排雪作業を行うことが条件となります。

Q 5. 除雪機械を使わない場合も補助金の対象となりますか？

A 5. 今回の補助は、除雪機械の燃料代となりますので対象となりません。

Q 6. 作業中に事故が発生した場合を想定し、自治会で保険に加入することは必要ですか？

A 6. 町が加入する自治会活動補償保険が適用されますが、作業従事者に謝金等が支給される場合は保険が適用されません。

《自治会活動補償保険の補償内容》

入院 3,000円（1日） 通院 2,000円（1日）

死亡 500万円 後遺 500万円

※その他、詳細は自治会長会議の際にお配りした資料をご覧ください